# ベッド柵類での はさまれについてのご注意



## 医療・介護ベッド安全普及協議会

## はじめに

医療福祉ならびに在宅介護の両分野で使用されていますベッドのほとんどには様々な目的のベッド柵類が活用されています。患者様の転落予防や寝具の転落予防を目的としたベッド柵類ですが、ベッド上で予測できない行動をとると思われる方や、自力で危険な状態から回避することができない方などに使用しますと、ベッド柵類のすき間に身体の一部 (頭や首) が挟まれる可能性があります。必ず本マニュアルと各メーカーの取扱説明書をよくお読みの上、ご使用くださいますようお願いします。

### 製品の使用目的と効果

ベッド柵類は、医療・介護用ベッドで療養される方々のベッドからの転落および寝具の落下を予防することを主たる目的とし、ベッドの両側の一部または全部を覆うものです。なお、ここでのベッド柵類とは サイドレール (折りたたみサイドレール ならびに (手すり(介助バー)) のことを指します。

また中には特殊な機能を有しているものもあり、特に介助バーはベッド上での起き上がりやベッドからの立ち上がりの動作を補助するための製品で、サイドレールと同様にベッドの付属品孔を利用して装着するものです。このように、これらの製品は療養(利用)される方々の安全の確保だけでなく、QOL(生活の質)やADL(日常生活動作、行為)の向上に役立っています。

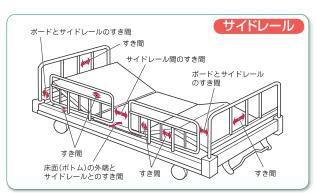
### 安全ラベルについて

注意事項の中で、特に注意していただきたい項目をラベルにして製品に貼っております。決して剥がしたり、傷つけたりしないでください。万一、安全ラベルが傷ついたり剥がれたりした場合には、販売店から新しいラベルを取り寄せて貼り直してください。

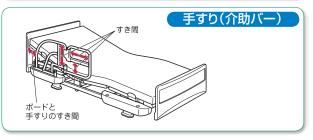
また、お使いになられている製品の取扱説明書にも注意 事項が記載されていますので、必ずよくお読みの上ご使 用ください。

#### ベッド柵類のすき間について

これらの製品は、用途により形状や構造が異なるため、いろいろなすき間を内包しています。また、こうした製品内部のすき間ばかりでなく、ベッド本体との組み合わせによっても同様のすき間が生じることになります。このようなすき間によりベッド上で療養される方々の視野が確保されるとともに、閉塞感が軽減され、療養環境の向上にも繋がります。







生命にかかわる重大な事故につながる恐れがありますので、十分にご注意ください。

## ⚠ 警告

## サイドレール

#### 折りたたみサイドレール

#### 手すり(介助バー)

サイドレール各部のすき間やボードとのすき間に身体の一部(特に頭や首)が入らないように注意してください。

- 頭や首がすき間に入ると抜けなくなり、身体の傷害や生命にかかわるけがをする恐れがあります。
- 特にご自身で体位を保持できない患者様には十分注意してください。







サイドレール各部のすき間から身体の一部(特に頭や首)を出さないでください。

● 身体の一部(特に頭や首)がすき間に入った状態でベッドを操作すると、挟まれて身体の傷害や生命にかかわるけがをする恐れがあります。







サイドレールへの寄りかかりや圧迫には注意してください。

● ベッド柵類に寄りかかったりすると圧迫されて身体の傷害や生命の危険にかかわるけがをする恐れがあります。







ストッパー等がついている場合、固定(ロック)は確実に行ってください。

折りたたみサイドレールを上げた時にストッパーの固定(ロック)を確認してください。固定(ロック)が不十分だと不意に外れ、けがをする恐れがあります。



 回転アームを手すりとして使用する時は、 必ず固定(ロック)を確認してください。固 定(ロック)が不十分だと不意に回転し、転 倒、けがをする恐れがあります。



## ⚠ 警告

#### サイドレール

## 折りたたみサイドレール

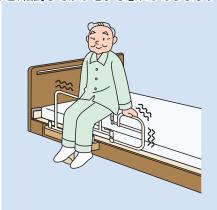
## 手すり(介助バー)

ベッド柵類に腰掛けたりしないでください。

● 体重が掛かっている状態でバランスをくずしたり、サイドレールが不意に倒れたりすると、転倒してけがをする恐れがあります。







患者様の就寝時にベッド柵類を使用する場合、『柵が立っています。』と声を掛けましょう。

● 患者様によってはサイドレールの存在を忘れる方がいます。就寝前に柵がある事を認識させましょう。







ベッドの上から操作する際は転倒に注意してください。

● 操作時に誤って転落し、けがをする恐れがあります。
ロック操作がうまくできない方、足腰が不安定な方の使用の際には、転落・転倒等の事故を防止するためにも、
介助者が付き添った上でで使用ください。





## ⚠ 警告

#### サイドレール

## 折りたたみサイドレール

### 手すり(介助バー)

#### ベッドの片側での使用に注意してください。

● ベッド柵類をベッドの片側にのみ差した場合、背上げをしたマットレスとベッド柵がVの字になる場合があります。このすき間に身体がはさまれる可能性がありますのでご注意ください。特に体幹を保持できない患者様にはご注意ください。





#### 乳幼児には使用しないでください。

- ベッド柵類の格子のすき間から転落する恐れがあります。
- 乳幼児には必ず乳幼児専用のベッドをお使いください。







#### 12歳以下のお子様や操作が理解できない方には操作させないでください。

● 12歳以下のお子様や操作が理解できない方(認知症の方など)には操作させないでください。 誤操作によりけがをする恐れがあります。

#### ベッドからの乗降り時には特に注意してください。

● ベッドからの乗降り時には足場を確保し、ゆっくりと確実に行動してください。衣服によっては、転倒・転落した際にサイドレールに引っかかったり重大事故となる恐れがあります。







## **企注意**

#### サイドレール

#### 折りたたみサイドレール

### 手すり(介助バー)

#### お客様による修理・改造は絶対にしないでください。

● お客様による修理・改造は絶対にしないでください。思わぬ事故の原因となります。修理は必ず各メーカーにご用命ください。

#### 他メーカー同士は絶対に組み合わせないでください。

▼ベッド柵類を取り付けるベッド本体は必ず同一メーカーのものをお使いください。また同一メーカーのものであっても 適合するかどうかを各メーカーにお問い合わせください。

#### ベッド本体やベッド柵類は定期的に点検してください。

■ 思わぬけがをしないように、製品に異常(手すり本体がぐらついたり、ストッパーの固定が出来ないなど)がないか 定期的に点検してください。

#### 座位が保てない方の使用は注意してください。

● 背上げをした状態で座位を保持することが困難な方が柵に倒れ込むことにより頚部圧迫による重大事故の原因となる場合があります。

#### サイドレールを折りたたむ場合、手指の挟まれに注意してください。

● 格子のすき間により、手指が挟まれる恐れがあります。





#### サイドレールを持ってベッドを動かさないでください。

● サイドレールに過大な力が掛かり故障の原因となります。







# 挟まれ予防の為に

使われる方の症状に応じて、すき間をクッション材や毛布で 埋めるなど事故を防止するための工夫をお願いします。

## 挟まれ予防品のご紹介

当協議会加盟各社では、挟まれ予防のためにすき間を少なくした製品や各種オプション(別売り) を用意しております。下記掲載製品以外にサイドレールのすき間を埋める為の無償配布品も準備 しておりますので、詳しくは各社のカタログをご覧いただくか、各社にお問い合わせください。

▼ 折りたたみ柵カバー



▼ サイドレールカバー



▼ サイドレールカバー



▼ スペーサー



▼ サイドレールカバー



▼ サイドレールカバー



▼ 介助バーカバー



▼ サイドレールカバー



## 安全性向上への協議会の取り組み

当協議会では、従来より安全性の向上に取り組んでまいりましたが、引き続き安全で使用しやすい製品の開発に注力するように協議会加盟各社に指導してまいります。

また今後、当協議会ホームページで最新の安全情報を提供するとともに、適切な方法で注意喚起をお願いしてまいります。

## 医療・介護ベッド安全普及協議会について

医療・介護ベッド(以下ベッドという)は、療養環境の快適化に資するとともに看護及び介護労力の省力化に貢献する製品として、医療・高齢者施設で幅広く利用されています。また、昨今では住宅介護分野におきましても、介護保険制度の福祉用具貸与サービスの対象品目に組み入れられたこともあり、自立した生活を支える用具の一つとしての認識が高まり、利用が拡大しつつあります。

利用の拡大にともない、ベッドにも快適性だけでなく安全性に関する関心が高まってまいりました。ベッドを安全にご利用いただく為には、製品の安全性を向上させることに加え、利用者にはその機能や使用方法を十分にご理解いただくことが必要です。

このような背景を踏まえ、医療・介護ベッドの製造に携わる4社が発起人となり、ベッドの安全な使用環境の構築をはかることを目的として、平成14年12月12日に『医療・介護ベッド安全普及協議会』を設立いたしました。

本協議会では製品の安全性向上に取り組むとともに、その正しい使用方法について周知徹底を図り、もって利用者が安心して使用できる環境を構築するために活動しております。

#### - 平成20年3月29日発行 —

本注意喚起文書は、次のホームページから入手することができます。

医療・介護ベッド安全普及協議会

http://www.bed-anzen.org

## 作 成 / 発 行

## 医療・介護ベッド安全普及協議会

〒136-8670 東京都江東区東砂2丁目14番5号 TEL (03)3648-5510

加盟会員	
シーホネンス株式会社	(06)-6973-3471
パラマウントベッド株式会社	(03)-3648-1112
フランスベッド株 式 会 社	(042)-542-4065
マーキスベッド株式会社	(03)-3862-2252
株式会社ランダルコーポレーション	(048)-475-3662
株式会社東機貿	(03)-5762-7296